

IMO 塗装性能基準の適用タンクに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

IMO 塗装性能基準の適用タンクに関する事項

改正理由

IACS 統一解釈 SC227 においては、純トン数に含まれるタンク及び雑排水も積載する旅客船の海水バラストタンクについては、IMO 塗装性能基準は適用する必要はない旨規定している。

本統一解釈について IACS で見直しを行ったところ、汚水も積載する旅客船の海水バラスト兼用タンク及び家畜の排泄物も積載する家畜運搬船の海水バラスト兼用タンクについては、IMO 塗装性能基準で要求される塗装よりも高性能の塗装が施工されていることから、IMO 塗装性能基準を適用する必要はないことに合意し、2011 年 5 月に IACS 統一解釈 SC227(Rev.1)として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC227(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

家畜の排泄物も積載する家畜運搬船の海水バラスト兼用タンクについては、IMO 塗装性能基準を適用する必要はない旨規定した。